

広宮沢第二地区地区計画

名 称		広宮沢第二地区地区計画		
位 置		矢巾町大字広宮沢第3地割、第4地割、第5地割及び第7地割の各一部		
面 積		約40.3ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、東北縦貫自動車道盛岡南インターチェンジに近く、物流拠点の岩手流通センター南側に隣接することから、流通業務地として位置付けるものである。</p> <p>このことから、将来の道路配置及び規模等を定め、建築行為等の適正な誘導を行うことにより、流通業務地と住宅地を分離し、各地区の機能確保を図ることを目標とする。</p>		
	土地利用に関する方針	<p>(1) 流通業務地区は、業務系を主体とした土地利用を図り、良好な市街地の環境保全を図る。</p> <p>(2) 一般住宅地区は、住宅の立地を図り、良好な住環境の形成を図る。</p>		
	地区施設の整備の方針	地区内中央部を南北に貫く都市計画道路を中心に、幹線道路、区画道路及び公園等を有機的に配置する。		
	建築物等の整備の方針	<p>流通業務地区は、周辺住環境に配慮しながら業務施設の誘導を行う。</p> <p>一般住宅地区は、住宅の環境保全に努め、近隣住宅地との調和を図るため、建築用途の制限を行う。</p>		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	<p>道路（幅員12m 延長約1,755m）</p> <p>道路（幅員9.5m 延長約2,120m）</p> <p>道路（幅員8m 延長約79m）</p> <p>道路（幅員7m 延長約448m）</p> <p>道路（歩専4m 延長約95m）</p>	
		公園及び緑地	公園（4ヶ所 約1.2ha）	
建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	流通業務地区	一般住宅地区
		地区の面積	約31.9ha	約8.4ha
	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第二（へ）項各号に掲げる建築物は建築してはならない。		
備考				

「地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」